

[第 23 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

| | |
|---|---|
| 日時 : 令和元年 5 月 31 日 (金) 14:00 ~ 14:40 | |
| 場 所 | クリーンセンター広陵 3階 研修室 (大) |
| 議事内容 | (1) 委嘱状交付について (2) 会長、副会長及び幹事会について (3) 第 22 回の議事概要について (4) 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況について (5) 広陵町ごみ処理町民会議設置規程の改正について (※) その他について |
| — 開会 — | |
| 事務局からの説明事項 ・ 事務局人事異動の報告 ・ 委員 2 名の欠席 ・ 傍聴者なしの報告 | |
| 鍵谷会長あいさつ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たにこれまでに基づいて一言挨拶。思えば平成 25 年 11 月に第 1 回ごみ処理町民会議を開催し、ちょうど 5 年を過ぎようとしている。委員の色々な意見や社会的変動などを経て、最終的には広域化という一つの社会の流れに沿った形でまとめることができたことは大変喜ばしい思っている。これらの検討結果は提言書としてまとめ、3 月 26 日に山村町長に提出した。今度は他の項目について、実際の施設建設行為に関して、あるいは跡地利用に関するという形で協議がスタートし、気持ちを新たに、もう一度勉強していきながら意見をいただき、とりまとめていければと思っているので、よろしくお願ひしたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 23 回ごみ処理町民会議の開催と出席のお礼。鍵谷会長から話にあったが、平成 25 年にこの会議を立ち上げて、その当時は新ごみ処理施設建設をどこに設置するかということがテーマであった。天理市を含む 1 |

| | | | |
|--|---|-----|---|
| 山村町長あいさつ | <p>0市町村で広域化しようという話が途中で出てきた。奈良県知事が奈良モデルということで色々な業務を広域化して連携していこうという中の一つで、もちろん天理市長の英断というものがなければこの話は進まなかったと考える。この話が進み、町民会議の役割も変更して、この跡地をどうするのか、また中継施設をどうするのかというのもテーマになってきた。操業期限は15年限りなので、残り3年を切った。操業期限後のごみ処理も滞りないよう、しっかり対応していかなければならない。そのためにはどうしたらよいのかもこの町民会議で意見を伺いたい。天理市での操業まで約1年以上空いてできあがるが、その間、町民の暮らしを守るためには、ごみ処理は欠かすことができない。その間の調整もお願いする。大変忙しい中、提言書としてまとめていただき、ごみ処理は天理市で受けてもらい、ごみ中継施設は安堵町の提案で3町でしようという方向でも提言書をいただいている。このクリーンセンター広陵の建設にあたっては地元と協定を締結している。締結の内容について、その後の進め方は、協定内容に触れるところが出ているので、地元の説明をいただき、理解をいただき、協定書変更の見直しをしなければならないと考える。地元に出向いて計画の説明もしている。その結果を町民会議に報告して、審議をお願いする。大変忙しい中だが、会議をお願いする。</p> | | |
| 事務局による資料確認 | | | |
| 【議事概要】 | | | |
| (1) 委嘱状交付について (任期2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間) | | | |
| (2) 会長、副会長及び幹事会について (幹事会での承認事項の報告) | | | |
| (3) 第22回の議事概要について | | | |
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | ・事務局から議事(3)の説明をお願いしたい。 | 事務局 | ・第22回の議事概要は、5月8日までに委員からの修正等がなかったため、5月16日にホームページに掲載している。 |

| (4) 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について | | | |
|------------------------------|------------------------|-----|---|
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | ・事務局から議事(4)の説明をお願いしたい。 | 事務局 | <p>○平成31年(2019年)4月18日開催の第11回組合運営協議会(町長出席)報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針及び要求水準書(案)について ・新ごみ処理施設における今後の入札手続きに関する懇談会の結果について <p>内容は、平成31年2月25日に組合議会を開催し、その後入札に関する意見書提出状況について、10市町村長で協議され、全国の自治体の入札参加条件を参照し、実績など組合が求める要件に該当するメーカーに見積書の提出を求め、その提出状況の説明と協議をしたところ、その状況のいかに寄らず、当初の参加要件の維持、公正な条件のもと、入札を行うことが適当であると最終的に全員で合意したとの結果の報告である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設における起債について ・事務局の組織改編について |
| (5) 広陵町ごみ処理町民会議設置規程の改正について | | | |
| 発言者 | | 回答者 | |
| 会長 | ・事務局から議事(5)の説明をお願いしたい。 | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正案は2点で、1点目は、【第6条2項】幹事会の構成について、公募委員代表2人か |

| | | | |
|-----------|--|------------|---|
| | | | <p>ら代表 1 人に変更することと</p> <p>【第 9 条】関係者の出席等について、必要と認めるときは公共施設等総合管理計画の担当課の職員に会議の出席を求めることができるということを追加することである。これは、現施設の跡地利用に関する協議が中心となることから改正するものである。</p> |
| <p>会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> 何か質問があればお願いしたい。なければ事務局から「その他」の説明をお願いしたい。 | <p>事務局</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「その他」について、中継施設の建設候補地の選定に係る協議については、町民会議「提言書」として取りまとめたことで、町として提言内容を踏まえ、内容を精査し、協定大字説明会を実施する。 協定大字説明会の実施状況としては、4月20日（土）に古寺区役員に説明を行った。中継施設の共同化について、特に意見はなかった。今後、区長と日程を調整し、住民説明会を開催する予定となっている。 現在、確定している説明会は、6月1日（土）の広瀬区役員説明会と6月26日（水）の中区役員説明会となっている。百済区については、百済区長と日程を調整している。 ごみ中継施設共同化の状況報告としては、4月21日の河合町長選挙の結果、清原氏が当選されたことから、ごみ中継施設共同化に向けて、再度3町長の意思確認の協議をする。 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広陵町として、町民会議からの提言内容を踏まえ、内容を精査した結果、ごみ中継施設を共同化するにあたっては、協議会方式でなく、「法人格を有する特別地方公共団体で、財産の保有等が可能であり、組合議会や管理者、監査委員の設置が必要とされる一部事務組合」の設立に向けての協議する予定である。 ・ 次回の広陵町ごみ処理町民会議の進め方について、次回以降は、跡地利用についての案を提示していくことになる。跡地利用については、早急に決めるということではなく、様々な議論をお願いしたい。 ・ 次回の町民会議の開催時期は未定であるが、庁内の関係部局で公共施設のあり方について協議し、その結果を町民会議に報告したい。また、各地元説明内容の報告もする。 |
| <p style="text-align: center;">会 長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ これについて質問がなければ、幹事会で意見が出たので紹介する。 ・ 一つは、天理で進めている施設整備までのスケジュールと可燃ごみの共同化中継施設一部事務組合、それとリサイクルの共同化中継施設スケジュールを比較できるようにして次回の会議には提出してほしいということである。 ・ その他に、協議会方式と一部 | <p style="text-align: center;">事 務 局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3町の様々な意見が議会等で出てくることもあるが、組合なので、組合議会として可決すれば、3町個々の議会は要しないということで法人格を持っている。組合議会の中で議論して、入札等を組合で行う。逆に協議会であれば、広陵町議会、当然安堵町、河合町もある。そのようなことがないように組合として入札や手続きを行っていく。また、組合の設立ということになれば条例等も作らなければならない |

| | | | |
|-----------|---|--|--------------------|
| | <p>事務組合方式と何が違うかということを知る範囲で説明をお願いしたい。</p> | | <p>ので、今整理している。</p> |
| <p>会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい説明だった。その他の質問があればお願いしたい。 | | |
| <p>委員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・他のことでもよいか。天理市で60年間の契約ということで、かなり長い契約がある。この間気になる新聞記事があった。5月21日の読売の朝刊に環境省から廃プラの受入を市町村に要請という記事である。今は別に炭化炉に入れていないが、これから先これでよいのか。それと、一般廃棄物と産業廃棄物の線引きは難しいが、たとえば廃プラでも綺麗にリサイクルして協会に出す一般廃棄物、同じものでも分別されていないのは廃棄物になる。それが天理市で燃やせるのか。高温熔融炉で廃プラも引き受けたら燃やすのか。どこで分けるのかというのが気になっている。 | | |
| <p>会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・私の所属している環境計画センターでその話のセミナーをする予定をしている。 ・今まで東南アジア、中国にいていた150万トン程が分からない。だいたい年間発生するのが1,200万トン程で、1,000万トン程はリサイクル | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>など色々と処理されている。 残り 150 から 200 万トン程が 余っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・今言われたように産廃と一廃 が法律で区分されているの で、自治体で産廃を入れると なると、色々と手続きがあ る。東南アジアに持ってい っているコンテナに入ってい るのを見ると、おむつが入 ってる。一廃に近いもの、おそ らくそれ以外の廃プラでは ないかと思う。そういう処理 でとても困っており、送り戻 されたり、国際的に受入禁止 になっている。バーゼル条約 <p>【バーゼル条約とは有害廃 棄物の国境を越える移動及 びその処分の規制に関する 条約】でそういうものの移動 は禁止されるということで、 今手続きに入っている。そう なると 150 万トンの行き場が なくなる。それでほとんどの 人が簡単に焼却すればよい と、自治体で焼却あるいは自 治体に選別して持って い って、一般廃棄物であればリ サイクルできないことはな い。しかし、基本的には自治 体のごみ焼却処理施設は、発 熱量をあらかじめ設定して あるので、その設定値を超 える高い廃プラを入れると、 黒煙が発生したり、ダイオキ シンが発生しやすくなるので、</p> | | |
|--|---|--|--|

| | | | |
|----|---|-----|---|
| | <p>多分入れられないということになると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーで色々したいと思っているので、情報があれば整理してまた報告する。何パーセントぐらい廃プラが入ってよいのか、おそらくそのうち、その他廃プラ分別収集しなくなるかと思う。行き場所がないためである。しかもバーゼル条約が厳しくなるため、前もって情報収集しなければならぬと思う。 ・その他の質問があればお願いしたい。 | | |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設総合計画の関係課と言われてるが、具体的に関係の所管課は何課か。 | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・今しているのは企画政策課で公共施設総合管理計画というのを策定している。それに基づいて公共施設の建設や廃止する検討をしているので、この後にどのような施設を建てるか、また建てていこうという話し合いが必要と考える。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・これは庁内で委員会なのか。どういう組織か。 | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画というものができており、その基に公共施設のあり方検討委員会を設置している。その中で町全体の公共施設の寿命や、この体育館は必要か不要なのかの色々な検討をしている。町民会議の中でも話をするが、当然公共施設の計画に基づいて検討をしていかないといけない部分がある。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ聞いたかというのと、これから町の公共施設で、ごみの施設は、色々関係してくる | 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・まず公共施設の計画というのはどういうものなのかという話をしたいと思う。各施設について |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| | <p>からである。その町の施設の委員会か協議会か検討会か、どんなメンバーでどういう形の流れできているのか。総合計画の中でどういう位置づけされているのか。たとえば今までどういう計画で作られているのか。そういうこと分かっているならば、これから会議に出席されると思うが、これから加味されると思う。</p> | | <p>どうするか、このクリーンセンターの位置づけも載っている。他にも色々と公共施設もあり、この施設は廃止予定であるなど、長寿命化して継続するなどの計画がある。次回会議の内容はどのようなメンバーかということ報告する。町の担当職員を呼び、今の公共施設の計画はどのような位置づけをしているのかという説明をしたいと思う。</p> |
| <p>会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> 他に質問がなければ青木副会長に閉めのあいさつをお願いしたい。 | | |
| <p>副会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> 終わりの挨拶ということで、色々と説明があったように、20名に改めて委員をしてもらうが、これからの方向性も変わったが、中間施設は安堵町で、それからこの跡地利用の議論となっていく。安堵町での可燃ごみは河合町長も変わり、これからも継続すると思うが、できるだけ早い機会に町長同士で協議し、改めて確認してほしい。そういう意味で中継施設の地元に対する説明、それから跡地の利用について、これから多岐にわたって協議していかなければならない。その点、大変な状況かと思うが、よろしくお願いしたい。 | | |

[第 23 回広陵町ごみ処理町民会議 議事概要]

| | | | |
|------|------------------|--|--|
| 会長 | ・これで終わらせていただきたい。 | | |
| －閉会－ | | | |